

## 博士後期課程及び博士課程における長期履修学生制度

### 1. 博士後期課程

北里大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程には、大学院学則第20条に基づく5年間の長期履修学生制度（3年間の学費納付）を導入している。

#### 1) 申請の時期

長期履修学生制度の適用を希望する者は、入学書類提出時に申請を行う。

#### 2) 修業年限

学則に博士後期課程の標準修業年限は3年と定められているが、長期履修学生制度の適用を受けた者の修業年限は、4又は5年とする。

#### 3) 在学年限

学則に博士後期課程の在学年限は6年と定められているが、長期履修学生制度の適用を受けた者の場合も、在学年限は6年とする。

#### 4) 長期履修学生制度の適用を受けた者の履修期間の変更（長期履修学生制度の適用取り下げを含む）

本研究科が必要と認めた場合は、在学中1回に限り、履修期間の短縮又は適用の取り下げを行うことができる。申請の期限は、変更を希望する年度（適用年度）の前年度の1月末とする。

#### 5) 入学金・授業料等

①入学金（20万円）は入学時に一括納入する。（本学卒業生は免除）

②授業料（標準年額75万円）は、3年分の225万円を申請した在学期間（4又は5年）に応じて、各年度毎に均等に分割して納付する。

※長期履修学生制度の適用を受けた者が申請期間内に学業を修了できなかった場合、申請期間以降の在学期間中は、標準の学費（年額75万円）を納付する。

### 2. 博士課程

北里大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程には、大学院学則第20条に基づく6年間の長期履修学生制度（4年間の学費納付）を導入している。

#### 1) 申請の時期

長期履修学生制度の適用を希望する者は、入学書類提出時に申請を行う。

#### 2) 修業年限

学則に博士後期課程の標準修業年限は4年と定められているが、長期履修学生制度の適用を受けた者の修業年限は、5又は6年とする。

#### 3) 在学年限

学則に博士後期課程の在学年限は8年と定められているが、長期履修学生制度の適用を受けた者の場合も、在学年限は8年とする。

- 4) 長期履修学生制度の適用を受けた者の履修期間の変更（長期履修学生制度の適用取り下げを含む）  
本研究科が必要と認めた場合は、在学中1回に限り、履修期間の短縮又は適用の取り下げを行うことができる。申請の期限は、変更を希望する年度（適用年度）の前年度の1月末とする。
- 5) 入学金・授業料等
- ①入学金（20万円）は入学時に一括納入する。（本学卒業生は免除）
  - ②授業料（標準年額75万円）は、4年分の300万円を申請した在学期間（5又は6年）に応じて、各年度毎に均等に分割して納付する。
- ※長期履修学生制度の適用を受けた者が申請期間内に学業を修了できなかった場合、申請期間以降の在学期間中は、標準の学費（年額75万円）を納付する。

## 4年制博士課程の早期修了要件

4年制博士課程の学生は、3年次の10月末日までに学術誌（審査有り）に第一著者として1報以上の欧文論文が受理されていれば、課程博士の学位申請をし、公開論文発表と学術論文審査委員会による審査を経て、3年次修了時に学位を取得し、卒業することができる。